

2 「 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築 」

(目指す方向性)

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実
- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障に基づくケースマネジメントの徹底
- 移行期の連携体制の構築

現状・これまでの取組

1 困難を抱える妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実

- 児童福祉法・母子保健法の改正により、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援を実施するこども家庭センターの設置が各区市町村へ努力義務化。都は、こども家庭センター体制強化事業の実施により、こども家庭センターの設置を促進
- とうきょうママパパ応援事業を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する区市町村への支援を強化
- 妊娠・出産・子育ての不安に対応する相談支援、研修等を実施
- 虐待の未然予防や特定妊婦等に対するサポートを関係機関と連携して実施する区市町村を支援

2 児童相談所のケースマネジメント体制の充実強化

児童相談所は、法第 27 条第 1 項第 3 号に基づき、里親等への委託又は児童福祉施設等への措置を必要とする場合においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意見又は意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から、代替養育先を検討する必要がある。

【児童相談所運営指針より抜粋】

<ケースマネジメントの徹底>

- 所内の定期的なケースの進行管理会議で、子供の状況を確認しながら、援助方針の見直しを検討

- 各児童相談所に設置している里親委託等推進委員会に乳児院や児童養護施設の職員等の参加を求め、入所児童の生活状況等を踏まえ、きめ細かに委託の可否を検討

＜里親委託、家庭復帰促進に向けた児童相談所の体制＞

- 里親養育支援児童福祉司（常勤）及び養育家庭専門員（会計年度任用職員）が、地域の養育家庭への支援等を担当
- 家庭復帰担当司（常勤）及び家庭復帰支援員（会計年度任用職員）が、措置中児童の家庭復帰に向けた取組を担当

3 移行期の連携体制の構築

- 支援を要する児童への切れ目のない支援に向けて、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議や実務者会議等において、関係機関同士で役割分担を明確にした上で、連携しながらケースに対応
- 関係機関向け研修教材・研修プログラムを作成し区市町村へ提供

課題と取組の方向性

＜課題 1＞妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実が必要

- 母子保健部門と児童福祉部門が連携しながら、サポートが必要な妊婦や子育て家庭を把握し、適切な支援につなげる体制整備を促進するため、区市町村への支援を一層充実することが必要
- 子育て家庭等に対し、妊娠期から伴走型の寄り添い支援を実施するほか、母子保健サービスや家庭支援事業など必要な支援を提供することで、虐待等に至る前の予防的支援を充実することが必要
- 要支援家庭に対し、親子を分離することなく、在宅での生活を継続できるよう、親の養育支援を支える取組が必要
- 虐待予防に向けて、特に支援の必要な妊産婦等への支援の充実が重要なため、地域で関係機関が連携しながら妊産婦等をサポートする新たな仕組みや、特定妊婦等が安心して生活できる環境整備が必要

（取組１－１）こども家庭センターの体制強化

- こども家庭センターにおいて、妊産婦の悩みやニーズを適切に把握し、寄り添い支援を行うことで虐待の未然防止へ積極的に取り組む区市町村への支援を充実

（取組１－２）地域での切れ目のない支援体制の充実

- 面談等の伴走型相談支援や母子等への産後ケア、子育て家庭への家事育児サポーター派遣など、産後うつや乳幼児の虐待予防に資する取組を行う区市町村への支援を充実
- 子育て世帯訪問支援事業や子育て短期支援事業等、家庭支援事業に取り組む区市町村への支援の充実を検討
- 母子生活支援施設などの地域の資源を活用した母子一体型ショートステイや、ショートステイの協力家庭の拡大を推進

（取組１－３）特に支援が必要な妊産婦への支援の充実

- 支援が必要な妊産婦を地域で支えるネットワークの構築について検討
- 民間事業者と連携し、特定妊婦等への支援を充実

＜課題２＞児童相談所のケースマネジメントの徹底に向けた体制強化

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、児童や親権者に対して、きめ細かなケースマネジメントを行うため、児童相談所の体制を一層強化する必要
- 虐待により、一時保護や入所措置等を行った子供が家庭に復帰し、地域で安心して暮らせるための援助には関係機関の理解や支援の役割分担の調整に時間を要する。また、里親委託については実親の同意や委託後のきめ細かなフォロー等が必要

（取組２－１）児童相談所の体制の一層の強化

- 児童相談所における専門職の計画的な増員と、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障を徹底するマネジメント体制の強化

（取組２－２）進行管理の徹底とフォスタリング機関との連携強化

- 各児童相談所における里親等委託率や課題を定期的に共有し、進捗状況の確認を徹底
- フォスタリング機関と連携した里親へのきめ細かな支援体制の充実強化

<課題 3>

- 措置変更時など、中心となる支援者が変わる移行期においても、支援が途切れることなく関係機関同士で連携しながら支援の連続性を保証する仕組みを構築する必要

(取組 3)

- 要保護児童対策地域協議会等のネットワークを通じて、あらゆる機関の支援者が相互の理解を深めつつ途切れずに支援していくための、きめ細やかな情報共有体制や取組を検討

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
取組 1－1	こども家庭センター体制強化事業実施自治体数（都独自）	現時点では未実施	
取組 1－1	こども家庭センター設置に向けた区市町村研修実施自治体数（都独自）	今後調査予定	
取組 1－2	産後ケア事業の利用率（都独自）	23.1% (令和4年度)	増やす
取組 1－2	市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	今後調査予定	
取組 1－2	市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	今後調査予定	
取組 1－3	特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数	研修 11 回、 受講者 9,045 名	
取組 1－3	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	今後調査予定	
取組 1－3	助産施設の設置数	38 施設	

3 「 家庭と同様の環境における養育の推進 」

（目指す方向性）

- 里親制度の普及と登録家庭数の拡大、社会的養護を必要とする児童の里親等への委託の促進
- 里親の養育を支えるための、里親に対する支援の充実
- 特別養子縁組に関する取組の推進

現状・これまでの取組

1 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進

- 里親制度の認知度の向上を図るため、ウェブサイトの運営等の広域的な広報や、フォスタリング機関による地域での広報、出前講座や体験発表会等の取組を実施
- フォスタリング機関に区市町村連携コーディネーターを配置し、区市町村と連携した里親の新規開拓及び普及啓発等に関する取組を実施
- 養育家庭の登録数及び里親等委託率は増加傾向ではあるが、計画の目標値には届いていない状況
- 養子縁組里親は登録に対して候補児童が少なく、マッチングに至らない家庭が相当数存在することから、養子縁組にはこだわらず、児童の長期的な養育を希望する家庭に対して養育家庭としての委託できるよう、二重登録の運用を開始

2 里親に対する支援

- 令和2年度からフォスタリング機関による、包括的な里親支援を実施
- 令和6年度中に、全ての都児童相談所担当地域でフォスタリング機関を導入予定
- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う「里親支援センター」を、「児童福祉施設」として位置づけ
- 里親フォローアップ研修等、里親の養育力向上に資する取組の実施

- 児童の処遇等に関して、チーム養育の中で調整ができないケースについて、児童の利益を守り、権利擁護を図る観点から、第三者の立場から意見を聴取し、調整を行う里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）の実施
- ケアニーズの高い児童の増加と、児童の特性への対応の困難さなどから、委託が不調となるケースが存在

3 特別養子縁組に関する取組の推進

- 民法等の改正により、令和2年度から、特別養子縁組の養子候補者の上限年齢が6歳未満から15歳未満に引き上げられるとともに、特別養子縁組成立の審判について、二段階手続を導入
- 家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、特別養子縁組が最善と判断した場合に、できるだけ早期に委託に結びつけることを目的とした、新生児委託推進事業を実施
- 令和4年度から、養子縁組成立後の里親を対象とした、児童の生き立ちの整理のための、個別支援プログラム事業を実施

課題と取組の方向性

<課題1> 里親の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進

- 乳幼児や高齢児等、様々なニーズに適うマッチングが可能となるよう、多様な里親の登録が必要
- 里親登録数の拡大には、里親制度の社会的な理解の促進や、認知度の更なる向上が必要
- 施設に措置をされている児童の中には、里親への委託が望ましい児童もいることから、パーマネンシー保障の考えのもと、児童の成長や背景に合わせた、措置先の検討が必要
- 実親の同意取得が困難であることを理由に委託に至らないケースが存在することから、実親の里親制度への理解を促すための取組が必要

（取組1－1）効果的なリクルート方法の検討

- 里親委託児童は年齢や委託期間等、様々なニーズがあることを周知するとともに、多様な里親の登録に繋がる効果的なリクルート方法を検討

（取組１－２）里親制度の普及啓発

- 民間企業に対する説明会の実施等、対象を明確にした効果的な広報の実施を検討

（取組１－３）里親のリクルートに係る区市町村との連携強化

- フォスタリング機関事業の都内全域での実施により、区市町村と連携をした地域に根差したリクルート活動の強化

（取組１－４）里親委託促進に向けた取組

- 児童相談所における専門職の計画的な増員と、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障を徹底するマネジメント体制の強化
- 各児童相談所における里親等委託率や課題を定期的に共有し、進捗状況の確認を徹底
- 更新期間の見直しなど、里親認定・登録のあり方を検討

＜課題２＞里親に対する支援

- ケアニーズが高く対応が困難な児童への対応等、里親家庭の抱える養育の不安や悩み等に対して、里親の養育力向上に資する取組の実施とともに、気軽に相談ができる体制の構築など、里親に寄り添った支援が必要
- 里親の子育てを支えるために、地域や企業の理解を促進し、育てやすく働きやすい環境の醸成が必要
- 不調を未然に防ぐため、マッチングからの丁寧なアセスメントの実施や、里親の負担に対する支援、里親自身の養育力の向上が必要

（取組２－１）包括的、一貫した里親支援体制の構築

- フォスタリング機関事業の着実な実施と実績の評価、それを踏まえた里親支援センターへの移行に向けた検討の実施
- レスパイト機能の強化や、ショートステイなどの地域事業の活用による、予防的視点の支援強化

（取組２－２）理解の醸成と、里親を支える体制の強化

- 関係機関の連携により里親を支援する体制（チーム養育）の強化
- 民間企業に対する説明会の実施等、対象を明確にした効果的な広報の実施を検討（再掲）

（取組２－３）里親の養育力向上に資する取り組みの強化

- ケアニーズの高い児童の養育に資する研修や、養育家庭の経験に合わせた支援の実施等により、里親の養育力向上に向けた取組を強化

＜課題３＞特別養子縁組に関する取組の推進

- 養子縁組里親の登録数は増加傾向だが、養子縁組候補となる児童が少なく、マッチングに至らない家庭が多く存在
- 児童の心身の成長や発達にとって、特定の大人との愛着形成が重要であり、実親の養育が望めない場合にはなるべく早期の委託が望ましいが、アセスメントやマッチング・交流に時間を要するケースが存在
- 縁組成立後の養子、養親、実親への支援について十分なノウハウが蓄積されていない状況

（取組３－１）特別養子縁組委託候補児童の検討

- 実親による養育が望めず、他に養育できる親族等がいない児童については特別養子縁組を検討
- 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等についても積極的に検討

（取組３－２）早期の委託に向けた支援体制の強化

- 乳児院や民間あっせん機関等の関係機関との連携を強化し、養親希望者と養子候補者となる児童の交流、マッチングが円滑に行われる体制を整備
- 特に、新生児が養子候補者となった場合について、できる限り新生児のうちに養子縁組里親への委託を進められる体制を強化

（取組３－３）縁組成立後の支援の検討

- 養子縁組里親に対して縁組成立後も継続した支援を行い、児童の家庭を取り巻く個々の状況に応じた児童の生い立ちの整理のための個別支援プログラムを実施
- 養子の出自を知る権利を保障し、出自を知る権利に関する支援を望む者への支援方針等の検討

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
共通	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	集計中	今後検討
共通	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	養育里親 801 専門里親 19 養子縁組 448	今後検討
共通	ファミリーホーム数	30	今後検討
共通	里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	年 6 回	継続
取組 2－1	里親支援センターの設置数	—	今後検討
取組 2－1	民間フォスタリング機関の設置数	8 児相	都内全域
取組 2－1	児童相談所における里親等支援体制の整備	フォスタリング機関事業の実施 8 か所	都内全域
取組 2－2	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	集計中	今後検討
取組 3－1	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	28 件	必要に応じた対応の着実な実施
取組 3－2	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	54 件	—
取組 3－1	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	今後調査	必要に応じた対応の着実な実施
取組 3－2	里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養成縁組等の相談支援体制の整備	フォスタリング機関 R6.4 現在 8 か所 民間あっせん機関 都内 5 機関	連携強化
共通	特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	今後調査	全職員の受講

4 「 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備 」

（目指す方向性）

- 施設における家庭的な環境での養育をさらに進めるため、引き続き、小規模化・地域分散化を推進
- 施設が地域の子育て家庭や里親子の支援を行うなど多機能化を推進
- 障害児入所施設に入所している児童が、良好な家庭環境の下で支援が受けられる体制の整備に向けて努める

現状・これまでの取組

- 1 施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（グループホーム等）での養育を推進
 - 児童養護施設において、令和6年3月1日時点で、グループホームは191か所、施設の定員に占める定員8名以下のユニットケアは全体の75.9%を占め、小規模化、地域分散化が進展
 - 乳児院における定員4～6名の小規模ユニットの割合は、令和6年4月1日時点で約6割
- 2 施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）
 - 児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設において、ショートステイやトワイライトステイ等を実施
 - 児童養護施設及び乳児院において、フォスタリング機関事業の受託や里親支援専門相談員、里親交流支援員の配置等により、里親子への支援を実施
 - 児童養護施設や乳児院において、一時保護委託児童を受け入れる専用ユニットを設置

3 障害児入所施設における支援

(1) 国の動向

- 国の策定要領¹において、「障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活していることを踏まえ、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うことが必要」と新たに明記
- 令和6年度、運営基準²に「指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。」ことを新たに明記
- さらに、障害福祉サービス等報酬改定において、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、小規模グループケア加算³も、より小規模なケアへの評価見直し

(2) 都の取り組み

- 福祉型障害児入所施設は、都内8施設、都外9施設であり、令和6年4月1日現在、小規模グループケア加算を算定している施設は、都内1施設、都外3施設
- 現在は、障害児入所施設から建替えや改修の相談があった際に、ユニット化についても助言を実施

¹ 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（令和6年3月12日付こ支家第125号子ども家庭庁支援局長通知）

² 第20条第2項（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準・平成24年厚生労働省令第16号）

³ 施設のユニット化など、定員10名までの小規模グループでケア（設備・人員配置の条件有）を実施した場合の評価（例：定員4～6名の場合、320単位/日を加算）

課題と取組の方向性

＜課題１＞施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（グループホーム等）での養育を推進

- 児童養護施設における、小規模グループケア（定員６名）の国の経過措置が終了見込みであるが、都内の現状では定員を即時に減少させることは困難
- 地域分散化に伴い若手職員がグループホームに配置されることも増えており、フォロー体制の構築が必要
- これまで、本体施設はスケールメリットを活かしてケアニーズの高い児童を受け入れてきたが、定員の減少及び小規模化グループケアを進めたことに伴い、本体施設においても複数職員による勤務体制が困難

（取組１）小規模化及び地域分散化の促進

- 施設における家庭的な環境での養育をさらに進めるため、引き続き、小規模化・地域分散化に対応するグループホームの設置を支援
- 代替養育の必要な児童の見込数を踏まえた定員の確保
- グループホームに勤務する職員が孤立することのないよう、グループホームの特性を踏まえた、職員の負担軽減のための支援体制を検討
- 児童養護施設の本体施設の小規模化に伴う職員体制の充実に向けた支援を検討

＜課題２＞施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）

- 施設には、入所機能のみならず、在宅子育て家庭や里親子のニーズを踏まえた機能や役割の強化が必要
- 一時保護所の入所のひっ迫状況から、施設での一時保護委託の需要が高まっており、受入れ体制の強化が必要

（取組２－１）施設の多機能化の取組の推進

- 乳幼児期における家庭養育推進のため、乳児院における里親等委託推進に向けた体制の強化
- 地域の子育て支援の場として、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設のさらなる活用を検討

(取組 2-2) 一時保護委託の受入れ促進

- 引き続き、乳児院や児童養護施設における一時保護委託の受入れを実施
- 施設が一時保護委託を受け入れやすい体制構築に向けた支援を検討

<課題 3> 障害児入所施設における支援

- 施設のユニット化にあたっては、施設の建て替えや改修等のハード面の整備が必要。

- また、小規模グループ加算算定するためには、ハード面の整備のほか、ソフト面の対応（支援員に加え専任の児童指導員の配置等）が必要

(取組 3)

- 引き続き、障害児入所施設に対し、運営費や施設整備費補助等を行うとともに、ユニット化への助言や財政支援の適切な周知を行い、良好な家庭環境の整備に向けて努める

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
1-1	グループホームの定員数	1,106 名 (令和 6 年 3 月 1 日)	増加
1-1	児童養護施設定員に占める定員 8 名以下のユニットの割合	75.9% (令和 6 年 3 月 1 日)	100%
1-2	養育機能強化のための専門職の 加配施設数、加配職員数	①家庭支援専門相談員 ・児童養護施設 33 施設 44 人 ・乳児院 11 施設 15 人 ②心理療法担当職員 ・児童養護施設 55 施設 61 人 ・乳児院 10 施設 11 人 ③自立支援担当職員 ・児童養護施設 52 施設 83 人 ・自立援助ホーム	全施設配置

		16 施設 16 人	
1－2	養育機能強化のための事業 (親子支援事業、家族療法事業 等)の実施施設数	①親子支援事業 ・児童養護施設 3施設 ・乳児院 2施設 ②家族療法事業 ・児童養護施設 14 施設 ・乳児院 4施設	増加
1－2	一時保護専用施設の整備施設数 (一時保護委託専用ユニット)	乳児院 4箇所 児童養護施設 1箇所	増加
1－2	児童家庭支援センターの設置施設数	都では子供家庭支援センターにおいて対応	
1－2	里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数	フォスタリング機関 6施設 (都全域9施設)	全児相ごとに設置
1－2	妊産婦等生活援助事業の実施施設数	令和6年度開始予定	
1－2	区市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	調査中	

5 「 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実 」

(目指す方向性)

- 施設におけるケアニーズが高い児童への専門的な支援体制の更なる充実
- 児童相談所における児童、施設等関係機関への支援の更なる充実

現状・これまでの取組

1 施設における専門的なケア

＜児童養護施設＞

- 児童養護施設において、情緒面・行動面で重い課題を抱える児童や、医療が必要な児童などケアニーズが高い児童が増加
- 民間児童養護施設において、児童への専門的ケアを充実する専門機能強化型児童養護施設に対する支援を実施
- 東京都石神井学園において、平成 27 年度から虐待等による重篤な症状を持つ児童に対して、生活支援・医療・教育を一体的に提供する連携型専門ケア機能モデル事業を実施

＜児童自立支援施設＞

- 児童自立支援施設は、従来、非行を主訴とする児童が入所する施設であり、生活が構造化された規則正しい日課の中で児童に安心できる生活、いわゆる「枠のある生活」を提供。しかし近年、被虐待経験や発達障害等ケアニーズが高く、特別な支援を必要とする児童が増加

＜児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）＞

- 児童養護施設など他の児童福祉施設を経由せず、家庭から入居する児童が増加

＜乳児院＞

- 児童への専門的ケアを充実するため、専門職員を配置する支援を実施

2 児童相談所における専門的なケア

＜ケアニーズが高い児童への専門的な支援＞

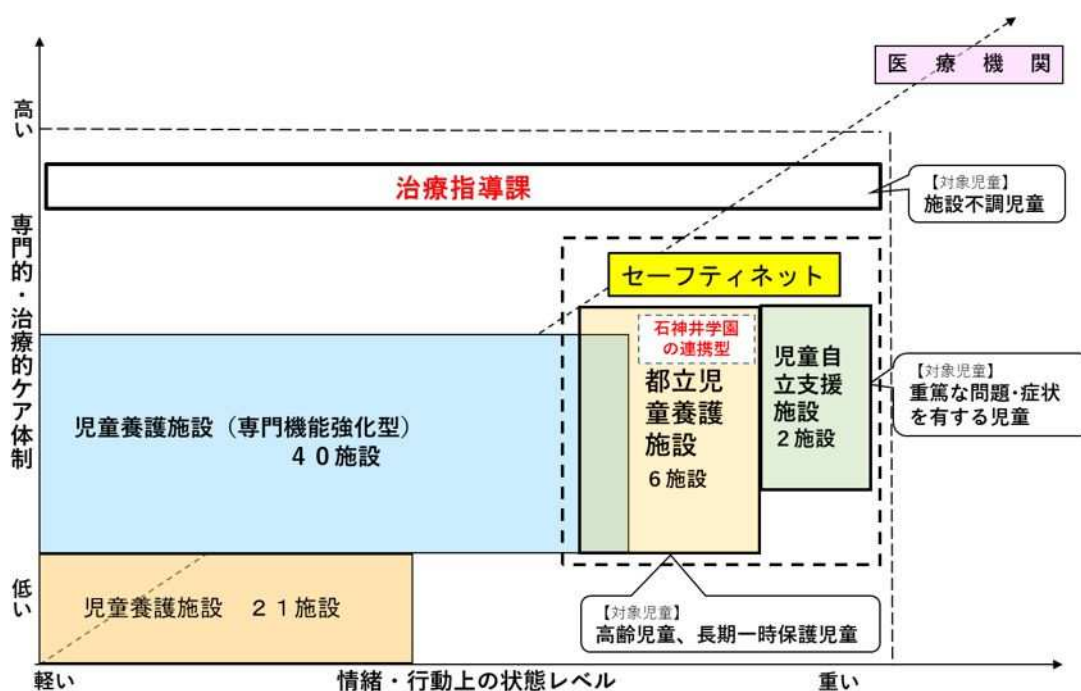
- 児相相談センターにおいて、問題行動が見られる在宅指導児童や施設入所児童等に対する治療指導、措置中に不適応を起こした児童への一時保護による緊急宿泊治療を実施

- 虐待が発生した家族には、保護者に適切な養育行動を身に付けさせ、親子の愛着関係を修復する治療的・教育的援助を実施
- 加えて、心理治療的なケアや入院等を必要とする児童を適切に医療につなげる取り組みも実施

＜児童養護施設等の関係機関への支援＞

- 児童養護施設等においては、虐待によるトラウマや、愛着障害等の課題をもつ児童が施設不調に至るケースが増加
- 児童相談センターでは、児童養護施設、子供家庭支援センター等を対象とした研修、事例検討会等を定期的に行い、各施設における援助者の技術向上を支援
- 子供家庭支援センターにおいても、心理職の配置が進んでいるが、多くの心理職がケースワークを担っており、十分に専門職としての専門性を発揮できていない実態も見られる

（ケアニーズが高い児童への対応イメージ）



課題と取組の方向性

＜課題 1＞ ケアニーズの高い児童の受け皿の確保

- 年々、増加しているケアニーズの高い児童の受け皿の確実な確保が必要
- 都立児童養護施設の公的な役割（セーフティネット）を踏まえ、連携型専門ケア機能モデル事業の今後の方針を検討する必要

- 児童自立支援施設の入所児童の多くは近年、発達障害や虐待による愛着障害を抱えているなどケアニーズが高く、規則正しい構造化された枠のある生活に馴染みにくくなっている。その児童の状態像は、児童心理治療施設と同様の傾向が見られる。しかしながら、心理教育や心理ケアを十分に担える職員体制になっていない。また、心理職の専門性を発揮するためのスーパーバイズ体制が不十分

（取組１－１）児童養護施設における支援体制の強化

- 施設で養育が必要な児童を確実に受け入れられるよう定員数を確保するとともに、ケアニーズの高い児童を受け入れるための専門機能強化型児童養護施設の体制強化を検討
- 連携型専門ケア機能モデル事業において、ケアニーズが高く施設ケアの必要な一時保護児童や里親委託ケースの受入れを検討するとともに、これまでの支援のノウハウを都内の児童養護施設や学校等に還元

（取組１－２）児童自立支援施設における支援体制の強化

- 特別な支援を必要とする児童への対応を行うため、心理職の増員を図るとともに、心理的支援の専門性を向上させるためにスーパーバイズ体制を構築

（取組１－３）自立援助ホームにおける支援体制の強化

- 児童養護施設と同様に課題を抱える児童が増えていることから、個別ケアや心理担当など専門的な支援体制の強化を検討

（取組１－４）乳児院における支援体制の強化

- 虐待や疾病・障害等を理由に入所する児童やその保護者等に対して、専門的な知識や技術を有する者による、一人一人の状態に応じたケアや養育を引き続き実施
- 看護師を増配置することにより、病虚弱児等の受け入れ体制の整備を引き続き実施

<課題２>児童相談所における児童、施設等関係機関への支援の充実

- 児童相談センターにおける治療指導機能の更なる充実に加え、心理治療的なケアや入院等が必要な児童を円滑に医療につなげる体制づくりが必要
- 児童相談センターによる、児童養護施設や子供家庭支援センター等の関係機関への更なる支援が必要

(取組 2-1) ケアニーズが高い児童への専門的な支援の充実

- 児童相談センターにおける緊急宿泊治療の枠の拡大
- 心理治療的なケアや入院等が必要な児童が円滑に医療につながるよう児童精神科病床を有する医療機関とのネットワークを構築

(取組 2-2) 児童養護施設等の関係機関への支援の充実

- 児童相談センターにおける児童養護施設等へのコンサルティングを実施し、施設の対応力を強化
- 子供家庭支援センターの心理職が児童相談所と連携し、専門的な支援が行えるよう専門性向上に向けた取組を検討

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
1-1	専門機能強化型児童養護施設の実施施設数	40 施設 (令和 6 年 6 月 1 日)	全施設
1-2	乳児院の家庭養育推進事業	9 施設 (令和 6 年 6 月 1 日)	全施設
1-3	乳児院の医療体制整備事業	2 施設 (令和 6 年 6 月 1 日)	継続

6 「 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援 」

(目指す方向性)

- 施設等で生活する児童の退所後の生活や進学、就労に向けた自立支援の推進
- 社会的養護経験者の実情を把握し、その自立のために必要な援助を促進

現状・これまでの取組

1 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

- 児童養護施設及び自立援助ホームに、自立支援担当職員（自立支援コーディネーター、ジョブ・トレーナー）を配置し、入所中から退所後の児童の自立に向けた支援を実施
- 児童自立支援施設では、入所中に構築した職員と児童との間の信頼関係を活かして、退所後の生活の安定や自立を支援
- 社会的養護経験者等を対象に、就労や生活の悩みなどを相談でき、同じ悩みを抱える者同士が集える場所として、ふらっとホーム（社会的養護自立支援拠点事業）を都内3か所で実施
- 改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業の年齢制限の撤廃及び実施場所の拡充、社会的養護経験者等の実状把握及びその自立のために必要な援助を行うことが都道府県に対し義務化

課題と取組の方向性

<課題1> 社会的養護経験者等に対するアフターケアの充実

- 社会的養護経験者等の支援ニーズを把握するための取組が必要
- 施設等において、入所中から退所後も継続して、自立を支援するための取組の強化が必要
- 児童自立支援施設には、アフターケアを担う専任職員「自立支援担当職員」が配置されておらず、退所後も関係機関と連携したアフターケアが実施できていない。

(取組1-1) 社会的養護経験者等の実態把握と関係機関の連携強化

- 社会的養護経験者や関係機関が構成員となる社会的養護自立支援協議会の設置の検討
- 社会的養護経験者等の実態と支援ニーズを把握するための実態調査の実施

(取組 1－2) 施設等における支援体制の強化

- 施設における自立支援担当職員の配置と専門性の確保を支援
- 児童養護施設等が措置解除後も退所者等とつながり、必要な支援を行うための取組みの強化
- 児童自立支援施設において、入所時から退所後まで一貫したアフターケアを計画的かつ継続的に実施できるよう体制の強化を検討
- ニーズに応じた児童自立生活援助事業の実施
- 社会的養護自立支援拠点事業の機能の拡充の検討

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
1－1	社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	－	協議会設置 実態調査実施
1－2	児童自立生活援助事業の実施箇所数	I 型：18 箇所 II 型・III 型：0 箇所 (令和 6 年 4 月時点)	調整中
1－2	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	3 箇所(都所管) (令和 6 年 4 月時点)	今後検討

7 「 児童相談体制の強化 」

（目指す方向性）

（１）都児童相談所の体制強化

- ① 都児童相談所の人員体制・専門性の強化
- ② 都児童相談所の管轄区域の見直し、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化

（２）都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組

- ① 区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能の強化
- ② 都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携の強化

現状・これまでの取組

（１）都児童相談所の体制強化

- ① 都児童相談所の人員体制・専門性の強化
 - 都の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、重篤な虐待ケースや精神疾患がある保護者への対応など、対応な困難なケースも増加
 - 経験年数２年以下の職員が、児童福祉司・児童心理司ともに５割弱となっており、経験が浅い職員が増加
 - 児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童福祉司や児童心理司を増員するほか、困難ケースで職員に助言・指導等を行う専門課長を配置
 - 人材確保のための専任チームを設け、大学や養成機関への訪問を行うほか、人材育成のためのトレーニングセンターを設置し、実践的な研修を実施
- ② 都児童相談所の管轄区域の見直し、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化
 - 児童相談所設置の基準を定める政令（管轄人口おおむね 50 万人以下）等を踏まえ、管轄区域の見直しや新設による区域再編に向けた対応を実施

(多摩地域の所管区域の見直し)

- ・令和4年度：所管区域の見直しを行い「多摩地域児童相談所配置計画」を策定
- ・令和5年度：適地調査委託を実施し、新たな児童相談所の設置場所を決定
- ・令和6年度：町田児童相談所（仮称）の新設に向けた改修工事実施、多摩中部児童相談所（仮称）及び西多摩児童相談所（仮称）の基本計画策定

都立練馬児童相談所の設置

- ・練馬区子ども家庭支援センターと同一建物内に、都立練馬児童相談所を設置（令和6年6月開所）

- 児童相談に係る都と区市町村の相互連携の強化を図るため、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点を設置（サテライトオフィス）

(2) 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組

① 区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能の強化

- 都においては、令和6年10月現在、11か所の都立児童相談所、9か所の区立児童相談所、85か所（61区市町村）の子供家庭支援センターが設置

- 東京では、トー横問題等、単一の自治体では解決できない広域的、専門的な課題が顕在化

- これを踏まえ、令和6年度、区立児童相談所を含む東京全体の総合調整機能を担当する「総合連携担当」を都児童相談センターに設置

② 都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携の強化

ア 都児童相談所サテライトオフィスによる連携

- 令和2年7月に練馬区子供家庭支援センター内（※1）、令和3年12月に台東区子ども家庭支援センター内（※2）、令和4年4月に渋谷区子供家庭支援センター内に、都の児童相談所のサテライトオフィス（連携拠点）を設置

※1 令和6年6月の都立練馬児童相談所の開設により発展的に終了

※2 台東区・中央区との共同設置

- 都の児童相談所職員が、定期的及び必要時にサテライトオフィスで業務を行うとともに、必要な児童虐待事案等について、連携拠点を活用し、情報共有、合同調査等を実施

イ 子供家庭支援センター分室による連携

- 令和5年7月に新宿区子供家庭支援センターの分室（連携拠点）を都の児童相談センター内に、令和6年10月に足立区こども家庭相談課の分室を都の足立児相内に設置

- 子供家庭支援センター職員が、常時、分室で業務を行うとともに、児童虐待相談等について情報共有、虐待通告時の調査や面接等を合同で実施

ウ 都児童相談所・子供家庭支援センターの一体型拠点による連携

- 令和 6 年 6 月、都立練馬児童相談所を練馬区子供家庭支援センター内と同一の施設内に設置

- 虐待通告に対する初期対応機関の振り分けを実施、日常的な合同ケース会議を開催、合同家庭訪問・面接、合同研修などにより緊密に連携

課題と取組の方向性

(1) 都児童相談所の体制強化

＜課題 1＞都児童相談所の人員体制・専門性の強化

- 児童福祉司の配置基準は、平成 28 年の政令改正により、人口おおむね 4 万人から 7 万人までに対して 1 人とされていたものが、平成 31 年 4 月以降は、人口 4 万人に対して 1 人が標準とされ、さらに、令和 4 年度に、人口 3 万人に 1 人の配置に引き上げられたため、現状、職員定数が配置基準に足りていない。
- 児童福祉司、児童心理司の増員を進める中で、経験年数の浅い職員の割合が増加しており、一層効果的な人材育成を図っていく必要がある。

(取組 1－1)

- 児童福祉司には高い専門性が求められるため、必要な人材確保はもとより、人材育成をしていくことが重要であり、引続き、国の配置基準等を踏まえ、計画的に増員

(取組 1－2)

- 都トレーニングセンターにおけるロールプレイング形式の演習型研修の充実

(取組 1－3)

- 新たに採用した職員が環境の変化やギャップに対応できるよう、採用前から採用後にかけての職員へのサポート体制を充実

＜課題２＞都児童相談所の管轄区域の見直し、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化

- 虐待に関する相談件数は年々増加しており、相談体制を強化し、迅速な対応につなげていくため、多摩地域及び区部における都児童相談所の整備を進めていくことが必要
- 引き続き、区市町村との連携を通じた、きめ細かな相談支援体制を確立するため、サテライトオフィスの設置を推進することが必要

（取組２－１）

- 国の政令基準（管轄人口おおむね 50 万人以下）等を踏まえ、区部及び多摩地域における都児童相談所の新設を進め、地域に根差したきめ細かな相談支援体制を確立

今後の新設予定

町田児童相談所（仮称）（R7 年度）、大田区を所管する児童相談所（R8 年度）、多摩中部児童相談所（仮称）（R11 年度）、西多摩児童相談所（仮称）（R13 年度）また、目黒区・渋谷区を所管する児童相談所の設置に向け検討（R13 年度までを目途に）

（取組２－２）

- 都児童相談所のサテライトオフィスの設置を促進し、都と区市町村の連携を一層強化

今後の新設予定等

令和 6 年 11 月	墨田区の子育て支援総合センター内サテライトオフィスの設置
検討中	目黒区こども家庭支援センター内サテライトオフィスの設置

(2) 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組

＜課題3＞区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能の強化

- 児童相談所設置自治体間や、児童相談所と子供家庭支援センター間の調整において、相談援助業務のルール解釈や認識の違いにより、手続が円滑に進まない事例が発生
- 一時保護児童の入所先施設が見つからず、一時保護長期化の一因となるとともに、児童福祉司個人による入所打診等が繰り返されるなど、職員の負担も増大
- 児童相談所では、困難な法的対応やケアニーズの高い児童への支援等、大都市特有の困難ケースに直面。子供家庭支援センターにおいても法的対応など様々なケースに対応
- 児童相談所、子供家庭支援センターともに、経験豊富な職員の確保・育成に苦慮

(取組3)

- 都児童相談センターの体制を強化し、東京全体の児童相談業務の総合調整機能の発揮に向け、以下の取組を推進

【相談援助業務の標準化】

- ・ 児童相談所の業務に係る既存のルールの解釈等を確認・検証し、東京の実情を踏まえた都区共通の新たなガイドライン等の策定を検討
- ・ 児童相談所と子供家庭支援センター間の連絡調整に係るルールを検証し、必要な見直しを実施
- ・ 児童養護施設の入所調整の効率化に向けた都区共通の仕組みづくりを検討

【個別ケースに係る専門的支援】

- ・ 都内全体での専門性向上のために、困難ケースや好事例等、対応事例を全自治体で共有するための仕組みを構築
- ・ 区立児童相談所や子供家庭支援センターにおける個別の困難事例について、専門相談を受け付ける窓口を設置

【人材育成の共同推進】

- ・ 都児童相談所、区立児童相談所、子供家庭支援センターにおける合同研修と人事交流の取組を進め、専門性の向上と「顔の見える関係」の構築

＜課題４＞都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携の強化

- 都と区市町村できめ細かな相談支援体制を早期に確立することが必要

（取組４）

- 都児童相談所のサテライトオフィス、区の子供家庭支援センターの分室、１区１児相体制による児童相談所・子供家庭支援センターの一体型拠点など、都児相と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実を図っていく。

取組	指標名	現状	目標値
（１） 取組１－１	○第三者評価を実施している児童相談所数	調整中	調整中
（１） 取組１－１	○児童福祉司、児童心理司の配置数	調整中	調整中
（１） 取組１－１	○市町村支援児童福祉司の配置数	調整中	調整中
（１） 取組１－１	○児童福祉司スーパーバイザーの配置数	調整中	調整中
（１） 取組１－１	○医師の配置数（常勤・非常勤の内訳含む）	調整中	調整中
（１） 取組１－１	○保健師の配置数	調整中	調整中
（１） 取組１－１	○弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳含む）	調整中	調整中
（１） 取組１－１	○こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	調整中	調整中
（１） 取組２－１	○児童相談所の管轄人口（１００万人を超えている場合は、推移も）	児童相談センター：１２９万人、江東児相：８２万人、品川児相：１４２万人、杉並児相：９１万人、北児相３６万人、足立児相６９	調整中

		万人、練馬児相 74 万人、 <u>八王子児相：118 万人</u> 、立川児 相：75 万人、 <u>小平児相：116 万人</u> 、多摩児相：82 万人 （住 民基本台帳による世帯と人口 R6.1.1 現在 ）	
(2) 取組 2－1	○中核市・特別区にお ける児童相談所の設 置状況	9 区（令和 6 年 10 月時点）	—
(2) 取組 2－1	中核市・特別区にお ける児童相談所の今 後の設置見込（検討中 のものを含む）	—	令和 8 年度末 までに 3 区設 置予定

8 「 一時保護児童への支援体制の強化 」

(目指す方向性)

(1) 一時保護需要に応える環境整備の推進

○ 一時保護需要を充足する体制の構築

(2) 個別的支援が必要な児童をケアするための人員体制

○ 適切なケアに必要な人員体制

(3) 児童の権利を守るための取組の充実

○ 一時保護所における児童の権利保護

現状・これまでの取組

(1) 一時保護需要に応える環境整備の推進

① 一時保護需要を充足する体制の構築

○ 都内8か所の一時保護所において、空き状況や地域性等を考慮し調整を図りながら、都全域の児童の受入れを実施。あわせて、里親、児童福祉施設、医療機関等に一時保護委託も実施

(2) 個別的支援が必要な児童をケアするための人員体制

① 適切なケアに必要な人員体制

○ 都一時保護所については、一時保護を必要とする児童が毎年2,100人を超えて高止まりの状況

○ 「トー横キッズ」の一時的な受入れなど、大都市特有の課題の顕在化

○ これまで、児童の安全と安心を保障し、一人ひとりの現状に応じた適切な支援を行えるよう、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」よりも手厚く人員を配置

(3) 児童の権利を守るための取組の充実

① 一時保護所における児童の権利保護

ア 子供の権利擁護

○ 児童の権利を守り、一時保護所の生活の質を向上するため、外部評価を受審しているほか、第三者委員による保護児童の意見を聴く取組も実施

- さらに、令和6年度、意見表明支援員による一時保護児童の意見表明の支援を試行開始

イ 子供の学習・通学

- 一時保護所に、教員免許を有する学習指導員を配置や家庭教師の派遣、タブレットによる習熟度に応じた個別学習の充実などを実施
- 必要に応じて、在籍校とも連携を図りながら、学校行事等への参加を支援
- 高校生など、通学可能な児童は、単独通学を実施

ウ 家庭的環境づくり

- 都ではユニット環境にある一時保護所は1か所。居室が個室となっている保護所は2か所

課題と取組の方向性

(1) 一時保護需要に応える環境整備の推進

<課題 1>

- 虐待の相談件数は過去5年間で1.6倍に、また、警察による身柄通告数は年間1,300件を超えて推移しており、一時保護所では定員を超過しながら児童の受入れを行っている状況
- 受入児童の権利擁護の観点から、地域での生活の保障や、原籍校への通学に配慮した一時保護体制の整備が必要
- また、複雑かつ困難ケースが増加する中、施設への入所調整や里親とのマッチングに時間がかかるなど、一時保護所に長期に滞留する児童が増加

(取組 1-1)

- 将来的な一時保護需要を踏まえ、必要な定員を充足するよう、新たな一時保護所の整備を検討
- 併せて、児童養護施設や里親、民間一時保護施設等も活用するとともに、区児童相談所とも連携を図りながら、都内全体の一時保護需要に対応

(参考) 東京都一時保護所の需要推計

単位：人

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	～	R15
①需要推計総数	488	534	580	624	668	663		648
②入所定員 上段：都区合計 下段：都児相	431 (250)	441 (250)	523 (296)	523 (296)	547 (320)	577 (350)	～	641 (414)
③差(不足分) (①-②)	(▲57)	(▲93)	(▲57)	(▲101)	(▲121)	(▲86)		(▲7)

(取組 1-2)

- 子供の地域との繋がりへの保障、相談部門と保護部門の連携強化の観点から「1児童相談所1保護所」を基軸に整備を検討

(取組 1-3)

- 一時保護所や施設入所にかかる期間を適正化するため、施設等への入所調整の仕組みを検討

(2) 個別的支援が必要な児童をケアするための人員体制

<課題2>

- ケアニーズが高く個別支援が必要な児童が増加しており、受け入れる児童の状況は一層多様化・複雑化し、適切な対応にはさらなる体制強化が必要
- 令和6年4月、内閣府令により、初めての一時保護所の独自基準となる「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が施行されたが、都市部の特性を十分に反映しておらず、人員配置の基準が十分ではない

(取組2-1)

- 子供の権利擁護や必要な個別ケアを確保する観点から、国調査研究等において示されてきた配置基準の考え方を踏まえ、「幼児2人に対し職員は1人、学齢児3人に対し職員1人を常時配置」する方向性で検討

幼児(2歳~3歳未満) : 職員 ⇒ 2 : 1 (常時配置)
 幼児(3歳以上)、学齢児 : 職員 ⇒ 3 : 1 (常時配置)

※ 常時配置とは、日中、児童3人に対して常に職員1人(3歳未満の幼児の場合は児童2人に対して常に職員1人)を配置するという、児童の個別ケアに着目した新たな考え方。

(取組2-2)

- また、手厚い人員配置を実現するために、採用・リクルートの強化を図るなど、人材確保の充実を検討

(参考) 東京都一時保護所での職員増員計画

単位：人

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降 R18まで	合計
新設			大田		練馬	町田	西多摩 目黒渋谷 八王子	
保護所 職員数	169	177	192	218	247	277	497	
増員数		+8	+15	+26	+29	+30	+220	+328

（３）児童の権利を守るための取組の充実

<課題３>

- 国の一時保護ガイドラインでは、「外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。」とされる一方、運用で、私物や通信機器の持ち込み等、一部限定している状況
- 通学支援に関しては、虐待等の児童の状況や通学距離等から、一部の保護所のみで対応。通学が可能な場合にも、職員体制が手薄であるため、十分な支援体制の確保が困難
- 家庭的な環境を確保する観点でのユニット化や、プライバシーへの配慮や、児童が安心して一人になれる場所を確保する観点での居室の個室化が必要

（取組３－１）

【児童の視点に立った権利擁護の推進】

- 一時保護所内の児童の権利制限やルールの見直しを図ることを引き続き検討
- 児童への入所後の生活等の説明について、分かりやすい説明の仕組みやツールの活用を検討

（取組３－２）

【学習や通学への支援強化】

- 学習環境を一層充実するため、在籍校と緊密な連携を図るとともに、引き続き創意工夫した学習を展開
- 通学が可能な場合、在籍校の近くの施設や里親への委託を一層促進
- 一時保護所からの通学を可能とするため、必要な職員体制の確保や送迎のための仕組みを検討

（取組３－３）

【家庭的な環境を実現するための施設整備】

- 新設する一時保護所について、６人以下のユニット化及び個室化を実現
- 既存一時保護所についても、ユニット化・個室化への手法を検討

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
(1) 取組１－１	一時保護施設の定員数	250人（民間委託含まない）	調整中
(1) 取組１－１	一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	調整中	調整中
(3) 取組３－１	第三者評価を実施している一時保護施設数	全 11 か所（民間委託の 3 か所含む）	調整中
(2) 取組２－１	一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	調整中	調整中

9 「 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着 」

（目指す方向性）

- 都児童相談所における計画的な専門人材の確保・育成
- 都と区市町村と共同した人材育成の推進
- 妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施する人材育成の推進
- 児童養護施設等における専門的ケア等に必要な職員の確保・育成及び定着支援の推進

現状・これまでの取組

① 児童相談所の専門人材の確保・育成

- リクルートチームによる大学・養成校等への出前講座を実施。実習生の受入れ、広報動画による児童相談所の魅力をPR
- 多様な採用選考の実施（経験者選考でロールプレイングを導入。令和6年度採用選考から経験者1級職の採用も導入）
- 民間賃貸の職員住宅を確保し若者が働きやすい環境を整備
- 都トレーニングセンターにおいて、経験の浅い職員を中心にロールプレイング形式の演習型研修を実施

② 子供家庭支援センターへの支援

- 子供家庭支援センターの虐待対策ワーカーや心理職などの職種ごとの研修を実施
- 勤続満3年以上の経験豊富な虐待対策ワーカー（主任虐待対策ワーカー）を配置する場合の財政支援を実施

③ こども家庭センターへの支援

- 児童福祉法・母子保健法の改正により、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援を実施することも家庭センターの設置が各区市町村へ努力義務化
都では令和6年度から、こども家庭センターに関わる職員への研修を開始

④ 児童養護施設等における人材支援

- 施設職員の人材確保を図るため、実習生に対して丁寧な指導ができるよう担当職員を配置

- 児童指導員等を目指す者や実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる取組を支援
- 児童養護施設等が職員用の宿舍を借り上げた場合に借り上げ経費の一部を支援
- 施設の専門職種職員やユニットリーダー等の育成を図るための研修を実施するとともに、施設の研修参加の取組を支援

課題と取組の方向性

<課題 1> 児童相談所の専門人材の計画的な確保・育成が必要

- 都児童相談所の児童福祉司・児童心理司について政令基準に基づく配置を目指すとともに、新たな保護所の増設や手厚い職員配置に向け、計画的な専門人材確保のための強化策が必要
- 経験の浅い児童福祉司が増加している中、法的対応など高度な専門性が求められる判断の難しいケースが増加
- 実践力の高い専門職を育成するため、保護者との面接スキルの習得などが急務
- 困難ケースに対する若手職員への助言・指導を行うSV・基幹的職員の育成・増員が必要

(取組 1-1) 都児童相談所における計画的な専門人材の確保・育成

- 都児童相談センターにおいて、児童福祉の人材施策を総合的に実施する体制を強化し、専門人材の確保・育成・定着に向けた取り組みを一層推進
- 多様なリクルート活動を展開し、計画的かつ確実に専門人材を確保
- 都トレーニングセンターにおけるロールプレイング形式の演習型研修の充実
- 基幹的職員を育成しOJT体制を強化するなど、チームマネジメント体制を強化

＜課題２＞都と区市町村と共同した人材育成の推進が必要

- 子供家庭支援センターにおける虐待の困難事例への対応や予防的取組が進む中、経験豊富な職員の育成や専門職の確保・育成に苦慮
- 相談業務に係るスキルやノウハウの蓄積や継承が困難

（取組２）都と区市町村と共同した人材育成の推進

- 都と区市町村の合同研修や人事交流等について新たに企画実施することにより、専門性の向上と顔の見える関係を構築
- 都トレセンと特別区職員研修所の相互研修受講を実施
- 都と区市町村のケース対応の事例を収集し、共有できる仕組みを検討

＜課題３＞妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施する人材育成が必要

- こども家庭センター設置に向け、児童福祉部門と母子保健部門の緊密な連携が必要。また、妊娠期からニーズに沿って予防的な支援を実施する職員の育成が急務

（取組３）妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施する人材育成の推進

- 組織間の連携体制構築を目的とした、子供家庭支援センターと母子保健部門の合同研修を実施
- 妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない丁寧な寄り添い支援を行う支援者を育成するため、スキルアップ研修を実施
- 両部門の連携の核となる人材のマネジメント力の強化を検討

＜課題４＞ 児童養護施設等職員の資質及び専門性の向上

- 職員の人材確保に向けた更なる取組が必要
- ケアニーズの高い児童の養育を担うことから職員の専門性の向上が不可欠
- 施設の小規模化や地域分散化の進展を踏まえ、職員の孤立化を防ぎ、メンタルヘルス対策の取組が必要

（取組４）施設職員の人材確保・育成に向けた取組

- 社会的養護関係施設の新規採用職員確保のインセンティブとなる取組や働き続けられる支援制度の検討
- 職員の専門性向上に向けた認定資格の取得支援や資格取得者を施設等に配置する際の加算（手当）に対する支援
- 専門機能強化型児童養護施設において、職員のメンタルヘルス対応も含めた心理職の加配を検討

定義

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童であって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者の数（国策定要領より）

➤ 年度末時点における①施設（児童養護施設及び乳児院）、②里親等（里親及びファミリーホーム）への措置児童数（潜在需要含む）

【現行計画における算定方法】

代替養育が必要な児童数 = 前年度末の措置児童数 + （新規措置児童数－退所児童数） + 潜在需要

現行計画における必要児童数

（単位：人）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童数計	4,309	4,390	4,459	4,516	4,564	4,604	4,637	4,662	4,682	4,698
施設	3,688	3,659	3,663	3,663	3,651	3,559	3,385	3,184	3,046	2,941
里親等	621	731	796	853	913	1,045	1,252	1,478	1,636	1,757
（里親等委託率）	14.4%	16.7%	17.9%	18.9%	20.0%	22.7%	27.0%	31.7%	34.9%	37.4%

都区の「代替養育が必要な児童数」算定方法について

基本的な考え方

- 都と児相設置区それぞれが計画の策定主体として、代替養育が必要な児童数を算定することが求められるが、児童は広域に渡って入所措置されるなど、必ずしも一つの区で完結しないことから、整合を図って全体の数値を算定することが必要

児相設置区以外の都全体分
⇒都が算定

児相設置区 8 区分
⇒各区が算定

- ▶ 児相設置区は各区分の数値を算定し、都は児相設置区以外の都全体分の数値を算定し、合計した数値を都全体の代替養育が必要な児童数として扱う

算定方法

- 都と区の合計数を都全体の数値とするためには、都と区共通の方法で算定することが望ましい
- 一方で、児相設置以降の事例蓄積や区ごとの予防的支援の取組の違いなど、自治体間の違いも考慮すべき

【都区共通の算定方法案】

都区ともに以下の方法で算定する

前年度末の措置児童数 + (新規措置児童数※ - 退所児童数) + 潜在需要 - 予防的支援での家庭維持見込数

「新規措置児童数※ - 退所児童数」を括弧で囲み、下に「<<必須要素>>」と注釈する

「潜在需要 - 予防的支援での家庭維持見込数」を括弧で囲み、下に「<<付加的要素>>」と注釈する

※ 「児童人口推計×養護相談割合×相談件数中の措置割合」など、都区の実態に合う形で算出

付加的要素について

○ 付加的要素についての考え方は以下のとおり

▶ 潜在需要（需要増）

「施設利用等をすべき事情があったが、利用できなかった児童※」として、児相設置以降の事例を踏まえ算定するものであるため、付加的要素とする

※ 例：実親の同意が取れなかった、適切な施設等が見つからなかった等

⇒ 都は、現行計画策定時の調査結果を用いて算定する

区には、都と同一の方法で算定することを推奨するが、自区の実例等に基づき、区ごとに算定の有無、算定方法を決定することは差し支えない。

▶ 予防的支援での家庭維持見込数（需要減）

今後充実が見込まれる取組であり各区の状況に差異があるため、付加的要素とする

⇒ 現時点では、都全体での事例蓄積が十分でなく、予防効果の定量化が困難であることから、次期計画において都は算定要素としない。

区ごとの状況により、各区において算定することは差し支えない。

社会的養育推進計画における「里親等委託率」について

里親等委託率の考え方

- 都内では、ケアニーズの高い児童が増加しており、児童養護施設での支援が必要な児童等の入所が今後も見込まれる
- また、現行計画最終年度における目標値37.4%の達成に向け、着実に実績を伸ばしているところであるが、計画値を若干下回っている
- ▶ **各種施策をさらに強力に推進し、次期計画においても現行計画の目標を維持し、確実な目標達成を目指していく**

【目標及び実績の推移】

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	14.4%	16.7%	17.9%	18.9%	20.0%	22.7%	27.0%	31.7%	34.9%	37.4%
実績	16.6%	16.8%	17.2%	集計中	-	-	-	-	-	-

委託率向上に向けた今後の方向性

- ・ 児童相談所における専門職の計画的な増員を図ることにより、家庭養育優先の原則に基づき、里親委託を徹底するケースマネジメント体制を強化
- ・ 各児童相談所における里親等委託率や課題を定期的に共有し、進捗状況の確認を徹底
- ・ 民間企業に対する説明会の実施等、対象を明確にした効果的な広報の実施
- ・ フォスタリング機関事業の都内全域での実施により、区市町村と連携をした地域に根差したリクルート活動の強化
- ・ ケアニーズの高い児童の養育に資する研修や、養育家庭の経験に合わせた支援の実施等により、里親の養育力向上に向けた取組を強化

(案)

資料 6

6 東児福第 号
令和 6 年 月 日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都児童福祉審議会
専門部会
部会長 新保 幸男

東京都一時保護所の設備及び運営に関する基準についての緊急提言

令和 6 年 4 月、児童福祉法の改正により、都道府県は内閣府令で定める「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に従い、又は参酌の上、令和 6 年度中に一時保護条例を制定することが求められている。

一方、東京都の一時保護所においては、一時保護を必要とする児童が多数存在するほか、一時保護期間の長期化、受け入れ施設の不足、虐待によるトラウマや発達特性を抱えるなどケアニーズが高く、施設での生活が難しい児童の増加、「トー横キッズ」と呼称される児童の一時的な受入れ等、法令上の配置基準を満たすだけでは、児童の権利擁護や適切な個別ケアを確保する観点から十分ではない状況にある。

こうした状況を踏まえ、当部会では、一時保護所の職員配置基準、設備基準、児童の権利擁護など様々な観点で議論を行っているが、部会の議論を待たずに取り組むことが可能な事項について、できるだけ早期に着手すべきであるため、別紙のとおり緊急提言を行う。

【提言①】 「1 児童相談所 1 保護所」に向けた整備の推進

- ・児童の地域との繋がり の保障、一時保護児童の原籍校への通学、相談部門と保護部門の連携強化を図る観点から「1 児童相談所 1 保護所」を方針とした児童相談所・一時保護所の整備を推進すること。整備に当たっては、一時保護児童の受入れ実態に合わせて一時保護定員も十分に確保すること

【提言②】 一時保護所における職員の人員体制の強化

- ・児童の権利擁護や必要な個別ケアを確保する観点から、国調査研究等において示されてきた配置基準の考え方を踏まえ、日中において「幼児 2 人に対し職員 1 人、学齢児 3 人に対し職員 1 人を常時配置」すること
- ・また、夜間帯においても、国の一時保護施設の設備及び運営に関する基準で示されているように、2 人以上を配置するとともに、開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、当該対応のために必要な職員も置くこと
- ・虐待などによる心の傷つき、発達障害や愛着形成上の課題、PTSD 等を抱える児童も多いことから、一時保護所における心理職の数は、児童おおむね 10 人につき 1 人以上とすること

【提言③】 児童の権利擁護の推進

- ・一時保護所において、児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援を行うこと。そのために、必要な職員体制の確保や、例えば、民間事業者の活用など送迎可能な仕組みを検討すること
- ・児童の視点に立ち、一時保護所内の児童の権利制限やルールについて、引き続き見直しを図ること
- ・一時保護所の入所にあたり、児童に対して行う入所後の生活等の説明について、児童の視点に立った分かりやすい説明の仕組み、ツールを検討すること
- ・家庭的な環境下で児童の支援ができるよう、一時保護所の設備については、4～6 人の児童による小規模ユニットとするよう努めること。また、プライバシー等を保障する観点からも、学齢児の居室は原則、個室とすること

心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る 集中討議について

1 目的

- これまで都では、ケアニーズの高い児童への専門的な支援の充実を図るため、児童養護施設の機能を強化するため、専門機能強化型児童養護施設を設置し、支援体制の充実を図ってきた。
- また、児童自立支援施設の入所児童の多くは、近年、発達障害や虐待による愛着障害を抱えているなどケアニーズが高く、規則正しい構造化された枠のある生活に馴染みにくくなっている。
- このため、**児童自立支援施設における心理・治療的機能を強化するとともに、個別的ケアやアフターケアを十分に行える体制を確保**できるよう、児童自立支援施設の支援体制のあり方について、専門部会において集中討議を行い、社会的養育推進計画に反映する。

2 実施時期

令和 6 年12月上旬から中旬

3 参加メンバー

専門部会委員の中から、選任（メンバーの選任は新保部会長に一任）